

2016年2月23日
国土審議会土地政策分科会企画部会

今後の土地政策の基本的方向性について（意見）

早稲田大学教授
山野目 章夫

○ 土地に関する基本理念の要請するところとして、土地に関する情報を整備し、土地の適正な利用を実現することが求められる。日本の近現代史を顧みて、時系列に従い、「戦後改革」、「高度経済成長」、「人口減少社会」という三つのコンセプトをキーワードとして分析するならば、戦後改革の際に適切に処されているべきであった土地の権利関係について混乱をもたらす若干の契機が残り、それらへの手当がされないまま、これに続く高度経済成長の時期に活発な権利移動が起こることにより、問題が等閑にされたまま深刻の度を増した、という事象が観察される。これらの帰結として、その後に訪れる人口減少の社会経済において、国土の効率的な管理がきわめて難しくなっている局面がみられる。こうした経緯の理解のうえに、関係する府省が連携して障害を取り除く施策を講ずることが望まれる。

○ 適切な利用がされておらず、所有者の所在が不明であるなどの土地について、実状を確認調査する作業が進められるべきであり、その結果として所有者のいない土地であるということになる場合や、所有者が土地を公的な管理に委ねることを欲する意向が認められる場合などにおいては、それらの土地の公的な管理の仕組みが用意されなければならない。その際の国と地方公共団体との役割分担は、2015年5月21日に開催された国土審議会土地政策分科会においても指摘したとおり、1998年の地方分権推進計画の経験などを踏まえ、一元的に国が引き受けるという現在の制度を見直すということが視野に含められるべきである。

○ 土地基本法においては、土地の適切な利用のために、それに伴う負担も含め、国、地方公共団体、事業者および国民が責務を負うことが明瞭に謳われることが望まれる。同法の法文には、同法が制定された時期から現在への社会経済の変化に留意して、所要の見直しをすることが待たれるものがみられる。